

## (1) 上大島町自治会規約

2021.7.05

第1条 本会は上大島町自治会と称する。

第2条 本会は地区住民の親睦と福祉増進を図り、地域の発展に資することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、自治会内に専門機関を設けることができる。

第3条 本会の地区は、原則として上大島町一円とし、会員は世帯単位等とする。ただし、上大島町に隣接する他の町内に居住する者が、本会加入を希望する場合は、関係する自治会双方が了解した場合は、加入を認めるものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 第3条に定める区域内に住所又は所在地を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員となることができる。

第4条 本会の地域を原則として上・中・下・東・西組の5組に分け、更に各組に必要な数の班を設置するが、細部については別に定める「上大島町組織規程」によるものとする。

第5条 本会に次の役員を置く。

一 会長 1名、副会長 5名、 監事 2名、 組長 各組 1名(副会長兼務)、  
伍長 各班 1名

二 必要により組に組長代理を置くことができる。

三 会長は、町内事務並びに市行政の委任事務を処理する。

四 副会長は、会長を補佐するとともに、うち1名は会計を兼務し、会長事故ある時は職務を代行する。

五 監事は、直近の3年度前の会長が務めるものとし、総会の承認を受ける。

六 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

七 組長は、町内事務を円滑に遂行するものとし、組長代理は組長を補佐する。

八 伍長は、班内を掌握し班内事務を処理するとともに伍長会を組織する。

九 伍長会には、伍長会長及び副伍長会長を置き、伍長会長は、伍長会の任務を総括し、副伍長会長は伍長会長を補佐する。

第6条 役員を選任

一 会長、副会長の選任は、選挙管理委員会の管理のもとで会員の選挙により行う。

ただし、正副会長の立候補者がいない場合は、伍長会及び自治会役員経験者が本人の了解を得たうえ推薦するものとし、その場合、推薦された者について選挙に準じた方法で行うものとする。

二 選挙管理委員会は、選挙を行う年度の伍長会が組織し、別に定める「上大島町選挙管理委員会規程」に基づき実施する。

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、伍長の任期については、班内の事情を斟酌し、1年とすることも認める。

第8条 本会の定例総会は、毎年度1回開催するが、伍長会をもって代えることができる。ただしその場合は、年度終了後1月以内に当年度の事業結果報告書及び収支決算報告書、監査報告書並びに次年度の事業計画書及び収支予算書を会員に回覧しなければならない。また、会員の求めにより、関係帳簿等を閲覧させなければならない。

2 会長は必要ある時は、臨時総会を開くことができる。

3 組長会議は、必要に応じ随時開催することができるが原則として毎月2回とする。

4 伍長会議は、必要により随時開催することができる。

第9条 役員会議は、次のことを審議する。  
一 年度事業計画、収支予算・決算に関すること。  
二 その他必要な事項に関すること。

第10条 本会の役員に対して手当を支給することができる。  
2 手当の種類及び手当の額については別に定めるものとする。

第11条 町内の転入、転出者は、直ちに伍長及び組長を通じ会長にその旨を届け出なければならない。

第12条 本会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第13条 本会の会費は、別に定める「上大島町自治会費徴収規程」によるものとするが、原則として年2回上・下に分け徴収するものとする。ただし、事務処理上年1回で行うことも可能とするが、その際は会員の了解を得るものとする。なお、必要により臨時徴収することもできるが、その場合は、役員会において決定するものとする。

2 会費は、当町内に該当者が居住していない商店・工場・事務所等を有する個人及び法人からも「上大島町自治会徴収規程」に基づき会費を徴収するものとする。

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、この規約で総会において定める旨規定しているものを除き、役員会において、これを定め又は変更することができる。

#### 附 則

1 この会則は公布の日から施行する。

規約第4条に定める組及び班

組名	班名	区	域
上組	1班 2班 3班 14班 15-1班 15-2班 17班 23班 24班 JR班	上大島町北部地区	
中組	4班 5班 6班 18班	上大島町中部地区	
下組	7班 8班 9班 20班 21班	上大島町南部地区	
東組	10班 11班 12-1班 12-2班	上大島町東部地区	
西組	13班 16班 19班 22班	上大島町西部地区	

## (2) 上大島町組織規程

2010.3.07

(目的)

第1条 この規程は、上大島町自治会規約(以下「規約」という。)第4条に規定する組織に関して定めることを目的とする。

(班・組)

第2条 本会の業務を円滑に運営するため、会員を別表に定める班及び組構成とする。  
2 班には伍長1名を、組には組長1名を置くが、必要により組長代理を置くことができる。

(伍長の選出)

第3条 伍長は、原則として、班内各世帯(世帯主)が輪番で就任するものとする。  
2 当該年度が伍長就任の輪番に当たる世帯において、病気・障害その他の特別な事由があり伍長業務を遂行できる会員がない場合は、世帯主がその旨申し出を行い、班内の了承を得たうえで伍長就任を辞退できるものとする。  
3 前項の規定により、伍長就任が辞退された場合は、輪番における次の順番の世帯が伍長に就任するものとする。  
4 伍長世帯が次の各号の一に該当する場合も同様とする。  
(1) 当該年度の役員に選任されたとき  
(2) 転出等により本会を退会したとき  
5 次期伍長の選出は、毎年1月末までに完了させておくものとする。

(伍長の職務)

第4条 伍長の職務は、次のとおりとする。  
(1) 班内会員の意見および要望を、伍長会及び組長を通して役員会議に反映させる。  
(2) 班内各世帯に対して回覧板を回付し、伝達文書等を配布する。  
(3) 班内会員の異動および死亡等について速やかに組長に連絡するとともに、その関連業務に協力する。  
(4) 会員の募集および会費の徴収業務に協力する。  
(5) 規約第5条で定める伍長会を組織する。  
(6) その他、本会業務の推進に協力する。

(伍長会長等の選出)

第5条 伍長会には、伍長の互選により正副伍長会長各1名を置くものとする。  
2 正副伍長会長は、伍長を兼任する。  
3 正副伍長会長に欠員が生じた場合の補充選出についても同様とする。

(伍長会長並びに副伍長会長の職務)

第6条 伍長会長並びに副伍長会長の職務は、次のとおりとする。  
(1) 伍長会長は、伍長会を代表し、伍長の意見および要望を役員会議に反映させる。  
(2) 選挙管理委員会の運営に関すること。  
(3) 副伍長会長は、伍長会長を補佐し、伍長会長に事故あるときはその職務を代行する。

(伍長会議)

第7条 伍長会長は、職務遂行上その必要を認めた場合は、伍長を招集して伍長会議を開くことができる。

(組長)

第8条 町内を上・中・下・東・西の組に分けそれぞれ組長を置く。  
2 組長は、選挙により選任された副自治会長が兼務する。

(組長の職務)

第9条 組長の職務は、次のとおりとする。  
(1) 組内の伍長を掌握し、役員会の決定事項を伍長に周知する。  
(2) 広報等を伍長に回付する。  
(3) 組内の各班の調整及び諸問題に対処する。  
(4) 伍長が集金した自治会費等を集約し、会計に納入する。

- (5) 自治会が行う事業の中心的役割を受け持つものとする。
- (6) その他組内の必要な事項について処理する。

(組内会議)

第10条 組長は、必要を認めるときは、組内の伍長を招集し組内会議を開催することができる。

(委員会)

第11条 本会の業務を効率的に推進するため、次の委員会を置く。

(1) 総務委員会

法人登記事務、会員名簿および伍長・組長名簿の作成・整備、規約および規程等の整備、文書の管理（受・発信、管内配布、保管）、公民館の管理・運営、官公庁および関連諸団体との連絡並びに他の委員会の所管に属さない業務を担当する。

(2) ホームページ運営委員会

上大島町ホームページの運営及び関係する備品等の管理に関する業務を担当する。

(3) 老人福祉対策委員会

地域の老人福祉の維持および改善に関する業務を担当する。

(4) 文化祭等委員会

地域文化の振興に関する企画・運営を担当する。

(6) 体育委員会

体育活動の育成・振興に関する企画・運営を担当する。

(8) 納涼祭・祭典委員会

上大島町納涼祭及び各種祭典の企画・運営に関する業務を担当する。

2 各委員会には、それぞれ委員長を置き、副会長が兼務するものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、役員会がこれを定めまたは変更することができる。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、総会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

### (3) 上大島町会費徴収規程

第1条 町内費は、上大島町自治会規約第13条により毎年度各戸ごとに徴収する町内費のほか、当町内に所在する特別の個人、法人等からも町内費を徴収するものとする。

第2条 前条の特別な個人法人等とは概ね次のものとする。

- 一 町内に本店、支店、営業所等の事務所、工場、資材置き場(物置等を含む)、アパート、マンション等を有する、当町内に居住していない個人又は法人。
- 二 他の市町村からの耕作者(いわゆる小作人)
- 三 一号、二号に準ずるもの

第3条 会費の額

- |   |           |                              |
|---|-----------|------------------------------|
| 一 | 一般        | 持ち家：年額 7, 〇〇〇円               |
|   |           | 借家：年額 5, 〇〇〇円                |
| 二 | 特別な個人又は法人 | 敷地面積又は建築面積等により<br>組長会議で決定した額 |

第4条 会費の納入方法

- 一 一般は、年度の4月から6月の間、各伍長が個別に集金し組長に名簿を添えて提出する。組長は、内容を確認の後、会計に提出する。
- 二 特別な個人又は団体のうち伍長が集金する以外のものについては、会長及び会計が集金に当たるものとする。ただし、マンション、アパート等において経営者が借家人の会費を一括支払う場合は、自治会の普通預金口座へ振り込みにより納入することができるものとする。

第5条 特別な個人又は法人の会費の額を決定する場合は、組長会議において過半数の決定同意を要するものとするが、その際、施設の規模、業績、既納入者の額等を斟酌する等、平等性を確保するよう留意する。

第6条 この規程を改正する場合は、役員会で審議し、伍長会の過半数の同意をもって決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

## (4) 上大島町自治会選挙管理委員会規則

2010.3.07

(総則)

第1条 この規則は、上大島町自治会規約第6条に定める役員選任を円滑に行うために設けた選挙管理委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会の構成と任期)

第2条 委員会は、各組の伍長をもって構成する。

2 委員会には、委員長1名(伍長会長)、副委員長1名(副伍長会長)を置く

3 選挙管理委員長は、委員会を代表しその業務を統括する。

4 委員の任期は、当該年度の定期総会より次年度の定期総会で役員の選任が終了した時点までとする。

(委員会の任務)

第3条 委員会の任務は次のとおりとする。

一 役員選挙の告示及び選挙結果の発表

二 役員立候補の届け出で書の受理及び意思の確認

三 役職ごとに定数を超える立候補者がある場合は、投票所の管理並びに投票、開票及び当選者の告示等の実施要領の作成

(役員立候補の期間及び投票日)

第4条 役員選挙は原則として2月中(隔年)に告示するものとする。

2 委員会は、選挙日(投票日)の少なくとも15日前に告示しなければならない。

3 役員選挙立候補締め切り日は、選挙日(投票日)の8日前とする。

(役員候補者の届出)

第5条 役員に立候補しようとする者は、選挙告示日から立候補締切日までに立候補届を、委員会に届出するものとする。

2 届出用紙には次の事項を記載しなければならない。

(1) 氏名および印、住所、電話番号、組名、班名

(2) 立候補する役職名

3 届出書には、委員会が、受付番号および受付日を表示する。

(選挙権および被選挙権)

第6条 選挙権および被選挙権は、12月1日までに入会した会員が有するものとする。

(投票選挙)

第7条 立候補者が定数を超える役職がある場合は、その役職についてのみ、全会員による無記名投票を行う。

2 投票選挙については、委員会が投票日時、投票場、投票役職名および候補者名を明記して告示する。

(投票用紙の様式と投票要領)

第8条 役職名で定数以上の候補者がある場合の投票用紙の様式は次のとおりとする。

(1) 各役職に対し、1票とする。

(2) 役職別に候補者名を記載した用紙とする。

(3) その役職に記載されている候補者1名に○印を付す。

(4) 投票用紙は自治会印のある用紙とする。

(無効投票)

第9条 次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 同一役職の候補者に○印を2以上付したもの

(3) ○印を確認しがたいもの

(選挙立会人)

第10条 選挙立会人は、立候補者が指名するもの1名(各候補につき)および委員会が伍長の中から指名する若干名とする。

(開票と当選者の確認)

第11条 委員会は、投票終了後直ちに開票を行い、当選者を確認し、立候補者および立会人に当選を通知する。

2 当選は、得票数の多い順とし、得票同数のときは、立候補届出書の早い順で決する。

(当選者の告示)

第12条 委員会は、選挙の結果を次により告示する。

- (1) 投票選挙の結果、当選した者
- (2) 候補者が定数以下により当選した者

(定数補充の委任)

第13条 立候補者が定数に満たない役職については、伍長会が、立候補締切日から14日間候補者推薦をできるものとする。

2 前項の候補者推薦を受諾した者については、伍長会が委員会に届け出ることとし、その場合は、役員選挙に準じた方法で行うものとする。

3 前項によるも、なお、定数に満たない役職がある場合は、その補充として、委員会が、選挙日(投票日)から40日以内に、既に選出されている班長の互選に基づき選出する。

(役員欠員補充)

第14条 役員(会長を除く)に欠員が生じた場合の補充については、伍長会が伍長の互選に基づき選任する。ただし、役員(会長を除く)の各役職において、一部の欠員が生じた場合は、役員会の議を経て、その補充選任を行わず、または他の役員に兼務させることができる。

(役員補充の選任)

第15条 総会において規則の改正が議決され、役員定数の増員が行われた場合は、当該年度に限り役員会推薦および伍長の互選に基づき選任する。ただし、推薦、互選の期間は委員会が決定する。

(運営要領の委任)

第16条 委員会は、運営要領を定め業務を遂行することができる。

(規則の解釈)

第17条 役員会および委員会が協議して決定する。

(規則の改正)

第18条 この規則の改正は、総会の議決により行う。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。



## (5) 上大島町自治会慶弔規程

20010.3.07

(目的)

第 1 条 この規程は、上大島町自治会の会員世帯に慶弔のあったとき、本会の意を表すための基準について定める。

(対象者)

第 2 条 この規程の適用対象者は、自治会員および会員と同居する親族（以下「会員世帯員」という。）とする。

2 賛助会員については、その都度三役会において決定する。

(弔慰金)

第 3 条 会員世帯員が死亡した場合は、5 千円とする。

2 元自治会長並びに現役員本人が死亡した場合は、1 万円相当の供物を供えるものとする。

3 賛助会員については、その都度三役会において決定する。

(災害見舞金)

第 4 条 会員世帯の居住する住宅が全焼した場合は、3 万円とする。

2 会員世帯の居住する住宅が半焼した場合は、その程度により役員会が決定する。ただし 3 万円を超えることはできない。

3 会員世帯の居住する住宅が風水害その他の災害により重大な損害を受けた場合も前項に準じる。ただし地震等による広域災害の場合を除く。

(傷病見舞金)

第 5 条 本会の会務の執行に起因する会員世帯員の傷病死の場合は、その程度により役員会が決定する。

(敬老祝品)

第 6 条 毎年度、別に定める「上大島町敬老会年齢別招待者規則」に基づき該当する者を、別に定める敬老会に招待するとともに、記念品を贈呈することができる。記念品等については役員会が決定する。

(規程の改正)

第 7 条 この規程の改正は、総会の議決により行う。

(その他)

第 8 条 この規程にない事項については、役員会で協議のうえ決定する。

付 則

1 この規程は、交付の日から施行する。

## (6) 上大島町自主防災規約

(名称)

第1条 この会は、上大島町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の設置)

第2条 本会の事務所は、上大島町公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の相互助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止、軽減および救護を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集および伝達ならびに初期防火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 3名
- (4) 会計 1名(副会長の兼任)
- (5) 監査 3名(監事の兼任)

2 会長は上大島町自治会長が任に当たる。

3 副会長、監事、会計および監査は、上大島町自治会の各当該役員がこの任に当たる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。また、別に定める組織の各班の班長の任務を行う。

3 監事は、本会運営に対し、総合的な助言を行う。

4 会計は、本会の会計を処理する。

5 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会および役員会とする。

(総会・役員会)

第9条 総会および役員会は、上大島町自治会と同じ方式で行う。

(経理)

第10条 本会の経理は、上大島町自治会の会計処理で処理する。

2 財源は、上大島町自治会の特別会計に計上されている、資金(緊急対策資金)を取り崩し充当する。

ただし、軽微な支出は一般会計の中で対応するものとする。

(会計年度・監査)

第11条 本会の会計年度、監査は、上大島町自治会と同一とする。

(附則)

第12条 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

## 上大島町自主防災組織

H22.4.1

		<b>消 火 班</b>	班長 自治会副会長(上組) 湯澤 稔 9名 班長代理 組長代理(上組) 外処光雄 班員 自治会伍長(上組) 三輪利子・高所 敏・桐谷義男・木村誠二 清水正洋・深谷博至・福田視覚
<b>会長</b> 石田主計			
		<b>避難誘導班</b>	班長 自治会副会長(中組) 荒木 陟 5名 班員 自治会伍長(中組) 平野堅也・石田昌弘・宮本秀之・平野達生
<b>副会長</b> 湯澤 稔 荒木 陟 田代積求 女屋泰一 栗原 貯	→		
		<b>救出救護班</b>	班長 自治会副会長(下組) 田代積求 6名 班員 自治会伍長(下組) 石田好文・吉村 孝・佐藤宏行・新井惟右 女屋桂子
<b>監事</b> 樋下田辰夫 湯澤市郎 荒木公夫		<b>情 報 班</b>	班長 自治会副会長(東組) 女屋泰一 5名 班員 自治会伍長(東組) 樋下田俊明・大川富子・女屋 亘・女屋 求
		<b>給食給水班</b>	班長 自治会副会長(西組) 栗原 貯 5名 班員 自治会伍長(西組) 鳥山俊夫・栃谷博達・小鮎正樹・吉澤志づ江

### 「上大島町自主防災会避難場所」

名 称	所 在 地	電 話 番 号
前橋市立永明小学校	上大島町 6 5 5	2 6 1 - 0 4 0 9
自治会指定避難場所		2 6 3 - 0 9 3 9 2 6 1 - 3 9 5 0
1 上大島公民館	上大島町 6 0 9	
2 上大島町第2集会所	上大島町 8 9 6 (観音堂)	